

9. 海岸法の概要と海岸管理について

海岸管理事務概要

(海岸法の概要と海岸管理について)

港湾局 海岸・防災課
管理第一係長 小林 輝久

I . 海岸法の制定及び改正の経緯等

海岸法制定の経緯

1. 海岸法制定以前の状況

海岸法制定以前については、港湾法・漁港法・国有財産法
又は県の条例によって一般的な海岸管理を行っていた。

2. 海岸法制定の契機

戦後、台風等による高潮等の発生により、甚大な被害が発生

○昭和24年8月 キテイ台風による東京湾の高潮被害

○昭和25年5月 ジェーン台風による大阪湾の高潮被害

○これら災害の発生により恒久的な対策の必要性を痛感

○災害復旧のみではなく、再度災害防止の観点の必要性

3. 昭和31年海岸法制定

一定の計画に基づく海岸保全施設の
整備の必要性から海岸法を制定

2

海岸法改正の要点(平成11年改正)

背景

○白砂青松海岸に対する国民の意識の向上
○海岸でのレジャー活動等海岸利用の多様化

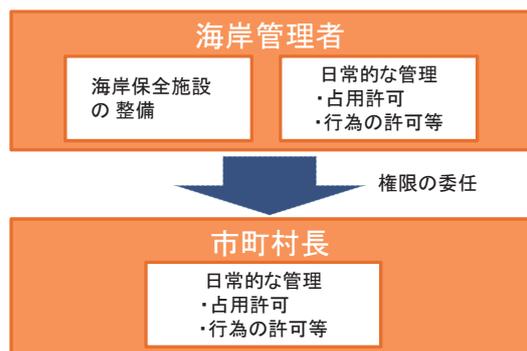
○油等による海岸汚染への対応策の必要性
○地方分権の推進、行政の透明性確保の要請

法改正の概要

1. 海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を海岸法の目的に位置づけ
2. 主務大臣が海岸の保全に関する基本方針を定め、これを基に都道府県知事が海岸保全基本計画を定める

3. 一般公共海岸区域の制度を創設
4. 海岸の管理における市町村の参画を促進
5. 主務大臣による海岸保全区域の管理制度を創設
6. 総合的な視点に立った海岸のための新たな措置を講じた

市町村参画の拡大



制限行為の追加

木材その他の物件を投棄し、または保留する等の行為で海岸保全施設以外の施設又は工作物を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの

禁止行為となる海岸の汚損の原因物質の規定

通常の管理行為による処理が困難なものである油、有害物質、粗大ゴミ、建設廃材、その他廃物により海岸を汚損する行為を禁止

禁止行為の追加

海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為として以下のものを追加
・土石(砂を含む)を捨てること
・動植物の生息地または生育地の保護に支障を及ぼすおそれがあると海岸管理者が指定する行為

3

海岸法改正の要点(平成26年改正)

背景

- 東日本大震災において、堤防を越えた津波により甚大な被害が発生
- 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化が急速に進行

方向性

- ・切迫する南海トラフ地震等に備え、海岸における防災・減災対策を強化
- ・海岸保全施設の老朽化対策等、適切な維持管理の推進

法改正の概要

海岸における防災・減災対策の強化

- ◆津波等が堤防を越えた場合の被害の軽減
 - ➡「緑の防潮堤」など粘り強い海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け、その整備を推進
- ◆水門・陸閘等の安全かつ確実な操作
 - ➡現場操作員の安全を確保しつつ、適切な操作を図るため、操作規則等の策定を義務付け

海岸の適切な維持管理

- ◆海岸保全施設の老朽化対策
 - ➡海岸保全施設の維持・修繕に関する統一的な基準の策定
- ◆座礁船舶の撤去
 - ➡海岸保全施設を損傷するおそれがある座礁船舶に対する撤去命令
- ◆海岸協力団体の指定
 - ➡海岸管理者に協力する法人又は団体(NPO等)を指定し、維持管理を充実

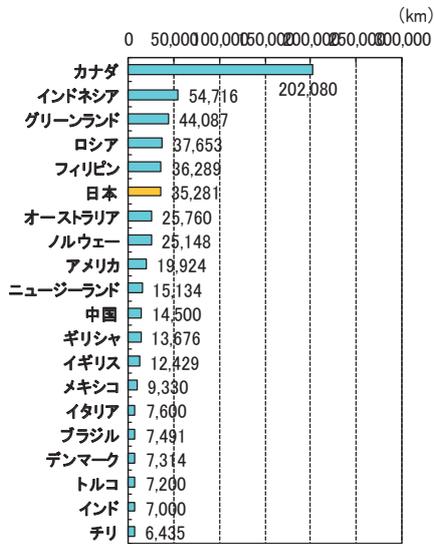
4

海岸の概要(参考)

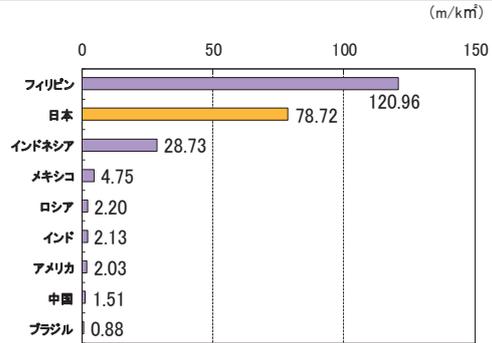
5

我が国の海岸線延長の特徴

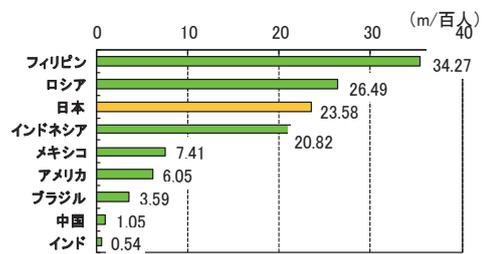
世界の海岸線の延長



主な国の面積あたりの海岸線延長



主な国の人口あたりの海岸線延長*



【出典】

人口及び面積「U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2018」
 海岸線延長 日本は「海岸統計(令和元年度版)」、
 外国は、U.S.Central Intelligence Agency, The Factbook 2018」

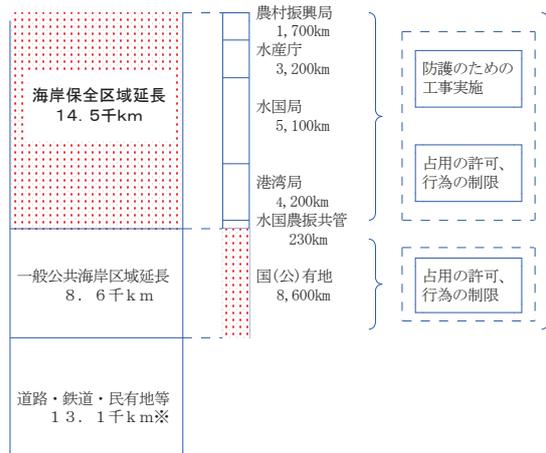
*海岸線の延長が上位20位の国のうち、人口一億人以上の国のみ抽出して比較

6

海岸の現況

○海岸線の延長

総延長 35.2千km



○海岸保全区域延長の概況

(H31.3.31現在)

所管省庁	海岸保全区域延長 (km)	一般公共海岸区域・その他の海岸線延長 (km)	計 (km)	海岸保全区域延長の占める割合 (%)
農林水産省	4,938	3,437	8,375	59.0
農林水産省	1,722	43	1,765	97.5
水産庁	3,216	3,394	6,620	48.7
国土交通省	9,412	16,908	26,320	35.7
国土交通省	5,168	12,218	17,386	29.7
国土交通省	4,251	4,690	8,741	47.5
水国・農振共管	238	0	238	100
合計	14,598	20,345	34,954	41.8
延長比 (%)	39.4	60.6		

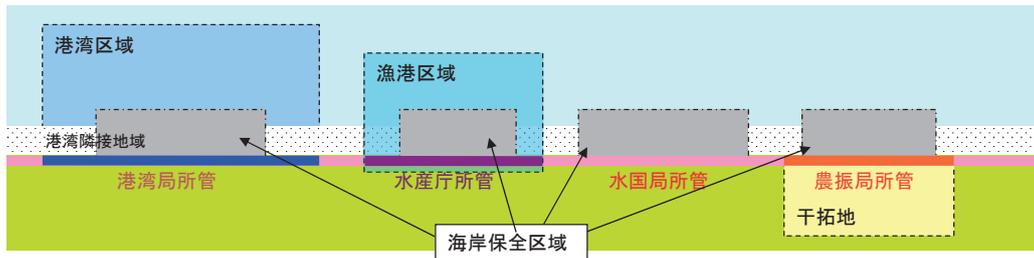
(海岸統計(令和元年度版)より)

(注) 1. 海岸保全区域延長には、二線堤を含む。
 2. 四捨五入してあるので、計と合致しないものがある。

(注) 1. ※は北方領土等を含む延長である。
 2. 四捨五入してあるので、計と合致しないものがある。
 3. 総延長35.2千kmは、二線堤や重複部分等を整理した上での合計である。

7

海岸保全区域の所管省庁



※ 海岸保全区域以外は一般公共海岸



海岸に隣接する農地



漁業の根拠地である漁港



砂浜海岸



国内・国際物流を支える港湾

8

集積する人命・資産を守る港湾海岸(1)

港湾局所管海岸は予算が海岸事業全体の約4割程度であるが、要防護人口における約6割を防護している。

所管省庁名	国土交通省 港湾局	国土交通省 水管理国土保全局	農林水産省 水産庁	農林水産省 農村振興局
所掌区域	港湾内(都市の海岸の大部分)	その他	漁港内	背後地が改良した農地
防護すべき人口*	約603万人(57%)		約448万人(43%)	
事業費(H31当初)	145億円(38%)		243億円(62%)	
海岸保全区域延長**	約4,200km(29%)		約10,300km(71%)	
海岸例	徳島県撫養港海岸  鹿児島県指宿港海岸 	静岡県 富士海岸 	神奈川県 小田原漁港海岸 	熊本県 玉名横島海岸 

*: 国土交通省、農林水産省調べ(H22.3.31時点)

** : 海岸統計(令和元年度版)

9

集積する人命・資産を守る港湾海岸(2)

- 港湾区域においては港湾管理者が海岸管理者となることにより、港湾行政と海岸行政の一体的・効率的な運営を行っている(海岸法第5条第3項)。
- 港湾海岸延長は全体の29%であるが、**防護人口では全体の57%**を占めるとともに、**背後に物流・産業機能が高密度に集積している。**

背後地が大都市やみなとまち



東京港海岸(東京都)

呉港海岸(広島県)

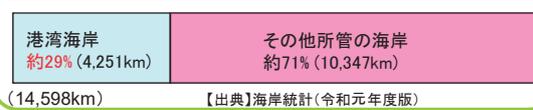
物流・産業機能が高密度に集積



大阪港海岸(大阪府)

千葉港海岸(千葉県)

○防護が必要な海岸延長



○防護すべき人口



○全国の面積に占める港湾海岸所在市区町村の割合

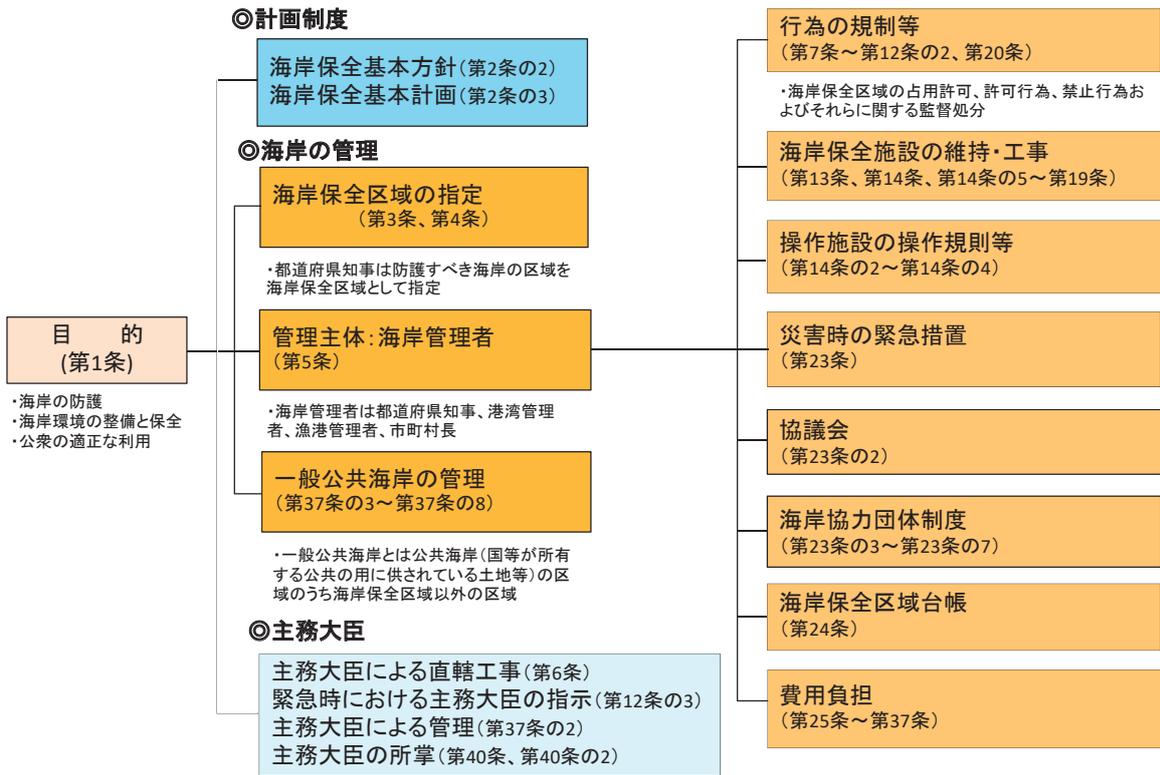


○全国の工業出荷額に占める港湾海岸所在市区町村の割合



Ⅱ. 海岸法の概要

海岸法の構成



1. 海岸法の目的

海岸法第1条

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、**海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り**、もって国土の保全に資することを目的とする。

(参考)旧海岸法第1条

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的とする。

2. 海岸保全施設の定義

海岸保全施設とは(海岸法第2条第2項)

海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設(堤防又は胸壁にあっては、津波、高潮等により海水が当該施設を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林(樹林にあっては、海岸管理者が設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)を含む。)をいう。

- 海岸保全区域内に存在
- 海水の侵入又は海水による侵食を防止するための機能を有する
- 施設の設置者・管理者は関係なし



海岸保全区域台帳により、海岸保全施設の設置状況、施設の設置者、管理者等を明確にしておく必要がある。

護岸



離岸堤



陸閘



水門



14

3. 公共海岸及び一般公共海岸区域(1)

(1) 公共海岸

公共海岸とは(海岸法第2条第2項)

国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面



- 平成11年改正で創設
- 公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域(従来の法定外公共物)を「一般公共海岸区域」として海岸法に位置付けを行う
- 公共海岸の土地から除かれるものは海岸法施行規則第1条の3参照

15

3. 公共海岸及び一般公共海岸区域(2)

(2) 一般公共海岸区域

一般公共海岸区域とは(海岸法第2条第2項)

公共海岸のうち第3条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域



○平成11年改正で創設

○従来の国有海浜地等の法定外公共物を「一般公共海岸区域」として海岸法に位置付けを行う

→ 施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等について海岸法に基づき管理を行う区域

(海岸法第37条の4～第37条の6)

16

4. 海岸管理のための計画制度(1)

防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する**基本的な方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させる**ため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系とした。(海岸法第2条の2、第2条の3)

海岸保全基本方針

(策定主体:国) **平成27年2月変更**

○海岸の保全に関する基本的な指針

- ・海岸の保全に関する基本理念
- ・海岸の保全に関する基本的事項(海岸の防護、海岸環境の整備、海岸の公衆の適正な利用)
- ・海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

○一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

○海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項



海岸保全基本計画

(策定主体:都道府県)

◎総論

- 海岸の保全に関する基本的な事項
- 防護すべき海岸の範囲に関する事項
- 海岸の防護の目標に関する事項
- 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
- 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

◎各論

- 整備対象区域に関する事項
- 海岸保全区域による受益の地域
- 海岸保全施設の種類、規模及び配置

■現在、全国71沿岸すべてにおいて海岸保全基本計画を策定済み

17

4. 海岸管理のための計画制度(2)

海岸保全基本方針 平成12年5月16日策定(平成27年2月変更)

1. 海岸の保全に関する基本理念

→「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

→所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

→自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

→景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。

(4) 海岸保全施設の整備(維持修繕も含む。平成27年2月変更)に関する基本的な事項

→①安全な海岸の整備、②自然豊かな海岸の整備、③親しまれる海岸の整備

(5) 海岸の保全に関するその他の重要事項

→①広域的・総合的な視点からの取組の推進、②地域との連携の促進と海岸愛護の啓発、③調査研究の推進

18

5. 海岸保全区域(1)

(1) 海岸保全区域の指定(海岸法第3条第1項)

○海岸行政の統括責任者である都道府県知事が行う(法定受託事務)

○海岸保全区域の指定の基準については、運輸省・建設省・農林水産省共同通達

昭和31年11月10日「海岸法の施行について」に記載あり(抜粋)

①既設の海岸保全施設の存する区域

②現在海岸保全施設に関する工事を施工中の区域

③将来、海岸保全施設に関する工事計画のある区域

④その他、海岸の保全上特に行為の制限を行う必要が認められる区域

(2) 海岸保全区域の指定できない区域(海岸法第3条第1項)

○国土保全の観点から行政を行っていることから、同一目的を有する行政を重複して行うことはできない。

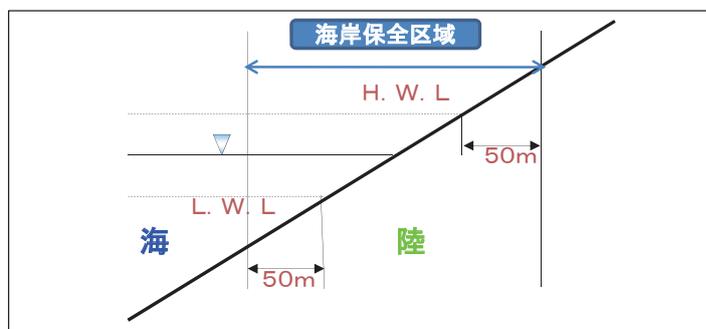
→河川区域、砂防法2条の規定により指定された土地等同一の目的を有する区域については海岸保全区域の指定を行うことはできない。

19

5. 海岸保全区域(2)

(3) 指定する場合の区域の限界

- 海岸を防護するための**必要最小限に限定**
- 国民の権利を不当に制限することがないよう**十分配慮しなければならない



(4) 海岸保全区域の変更・廃止

- 海岸保全区域については、常に**適切かどうか**検証する必要がある。変更・廃止が生じる場合には速やかに手続きを行う。

20

5. 海岸保全区域(3)

(5) 指定についての協議(海岸法第4条第1項)

- 下記区域に海岸保全区域の指定を行う際には管理者に協議を行う。

港湾区域・港湾隣接地域→港湾管理者

漁港区域→漁港管理者

公告水域→都道府県知事

(6) 指定についての国土交通大臣への協議

(海岸法第4条第2項)

- 港湾管理者が**港湾区域**のついて前記の協議に応じようとする場合において、その港湾が**国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾**であるときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。



ポイント

- ・背後地の保全及び港湾機能上の問題を生じることはないか。
- ・私権が制限されることとなるため、海岸の管理上「**必要最小限**」の区域となっているか。

21

6. 海岸管理者等(1)

(1) 海岸保全区域の管理等

海岸管理者とは、海岸保全区域及び一般公共海岸について法第5条第1項から第4項まで及び法37条の2第1項並びに第37条の3第1項から第3項までの規定により管理を行うべき者(海岸法第2条第3項)

○海岸保全区域の管理の具体的内容

- ・**行政管理**の観点→海岸保全区域の占用許可・行為の制限
監督処分等
- ・**事実行為**の観点→海岸保全施設に関する工事・台帳の調整

○海岸保全区域の管理の性格

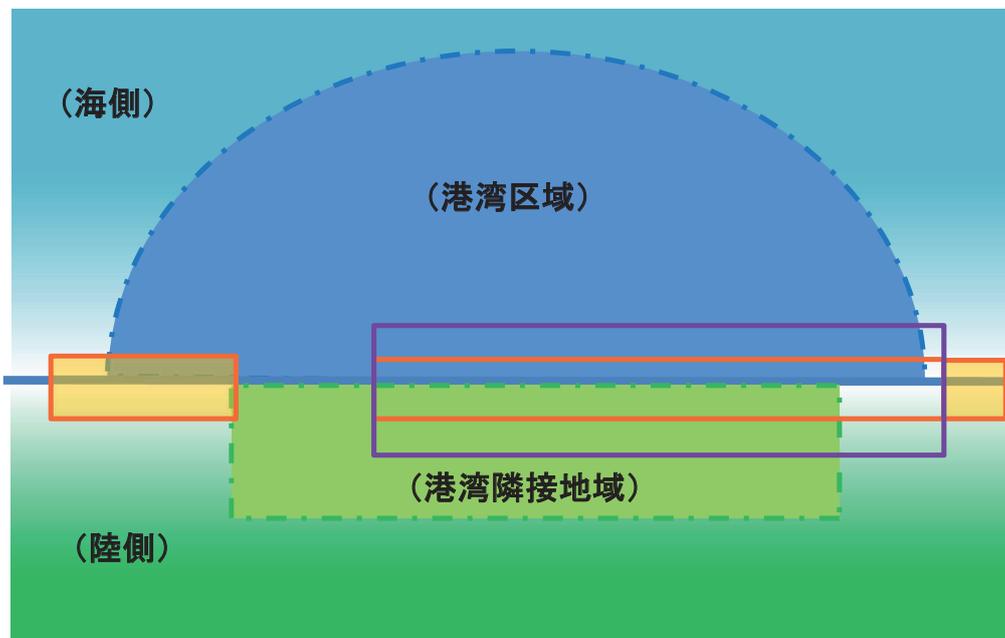
- ・海岸の**現状維持**に関する事務→自治事務
- ・**海岸保全施設に関する工事**の係る事務→法定受託事務



原則として都道府県知事が行う(海岸法第5条第1項)

22

6. 海岸管理者等(2)



- | | | |
|--------|--------|----------|
| 海岸保全区域 | 公共海岸 | 一般公共海岸区域 |
| 港湾区域 | 港湾隣接地域 | |

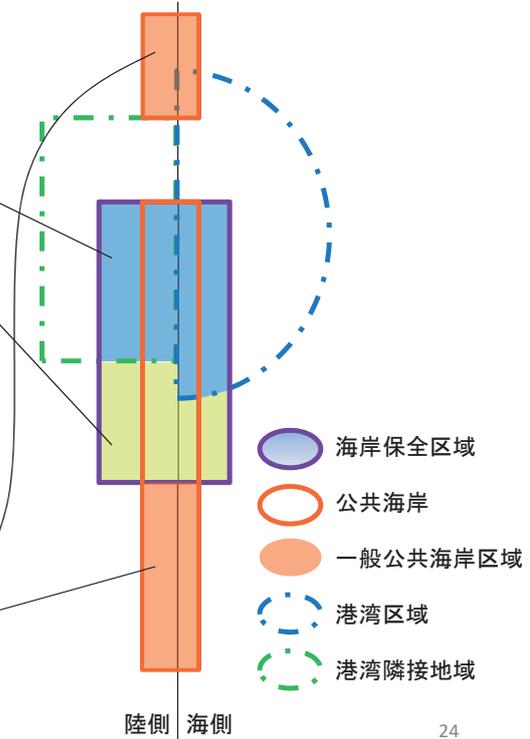
23

6. 海岸管理者等(2)

■ 海岸保全区域の海岸管理者

海岸保全区域の状況	海岸管理者
一般(原則)	都道府県知事
市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域	市町村長
港湾区域もしくは港湾隣接地域又は漁港区域と重複している部分	港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長
港湾区域もしくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域の部分で一定者間の協議で定まる区域	都道府県、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長
異なる海岸管理者の海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設を一連のものとして管理することについて、関係主務大臣の協議が成立した施設	協議に基づき管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者

■ 公共海岸等管理の概念図(港湾局所管分)



■ 一般公共海岸区域の海岸管理者

一般公共海岸区域の状況	海岸管理者
一般(原則)	都道府県知事
海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域に接する一般公共海岸区域で一定者間の協議で定まる区域	当該特定区域の管理者
市町村長と都道府県知事等との協議が成立した区域	市町村長

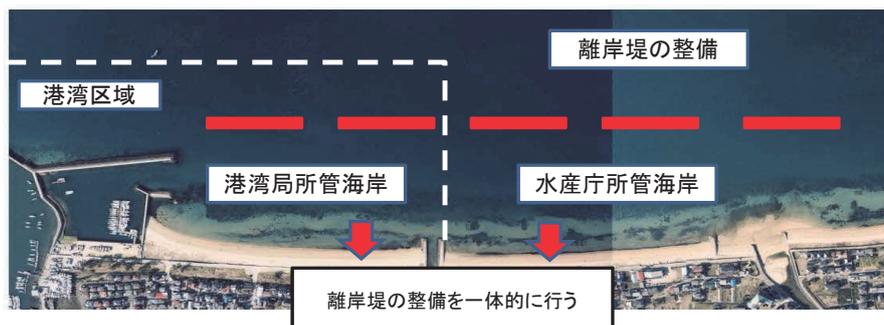
24

7. 主務大臣等(1)

■ 海岸法第40条第2項による主務大臣間協議

- 平成13年度1月の省庁再編以降、河川局(現:水管理・国土保全局)及び港湾局については主務大臣が同じ国土交通大臣となったが、海岸法第40条第2項に準じたものとして水国局海岸室長及び港湾局海岸・防災課長の両名にて覚書を締結しているところである。
- 第40条第2項の関係主務大臣間の協議が成立したときは、海岸法第5条5項の「一連の施設」として、管理を所掌することとなった海岸管理者がその管理を行う。

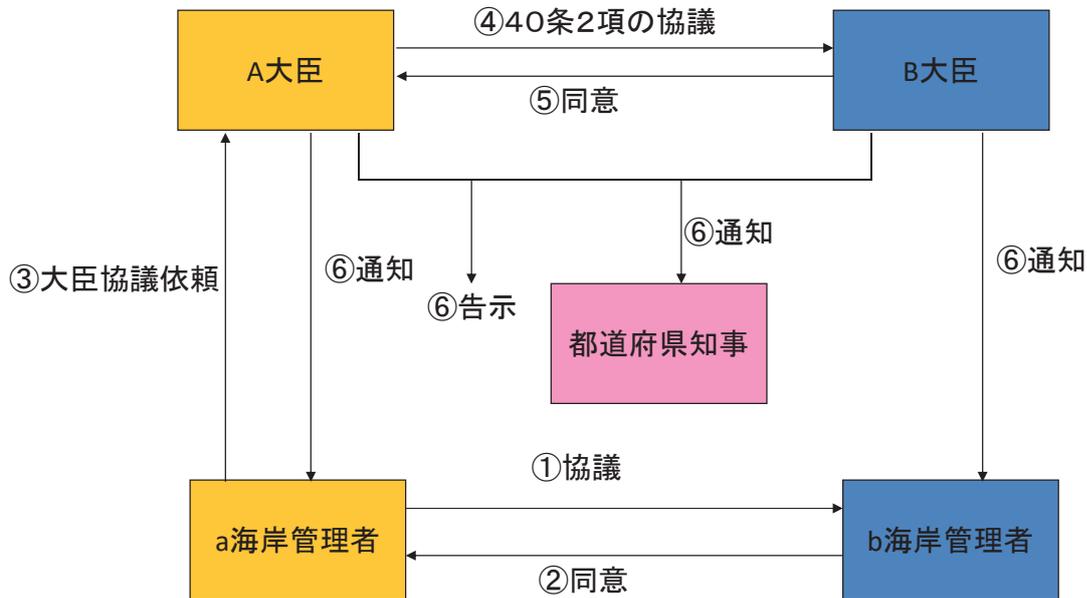
■ 海岸法第40条第2項のイメージ図



25

7. 主務大臣等(2)

■海岸法第40条第2項に基づく協議手続のフロー



A大臣がB大臣所管の海岸保全施設の管理を所掌する場合

26

8. 海岸保全施設の直轄事業

○国土の保全上特に重要であると認められ、かつ、以下のいずれか1つに該当する場合は、主務大臣が海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができる。(海岸法第6条第1項)

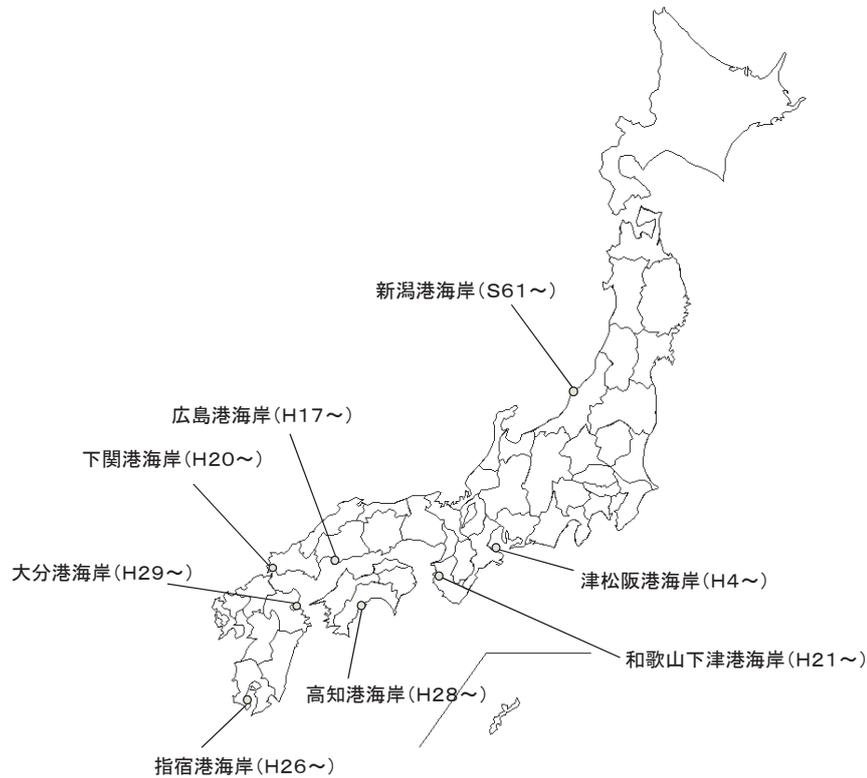
- ・工事の規模が著しく大であるとき。
- ・工事が高度の技術を必要とするとき。
- ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
- ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

○主務大臣が工事を施行する場合には、当該行為と密接に関連する占用及び行為の制限の許可といった行政処分等の権限を海岸管理者に代わって執行する。(海岸法第6条第2項)

○直轄工事を施工する場合には、工事の区域や開始時期を公示するとともに、権限の執行においては、遅滞なく海岸管理者へ通知が必要となる。(海岸法第6条第3項、同施行令第1条の5第3項)

27

令和元年度直轄海岸位置図



28

9. 海岸の管理

- (1) 海岸保全区域の占用【海岸法第7条】
- (2) 海岸保全区域における行為の制限【海岸法第8条】
- (3) 指定区域における一定の行為の禁止【海岸法第8条の2】
- (4) 監督処分及び損失補償【海岸法第12条及び第12条の2、3】
- (5) 海岸管理者以外の者の施行する工事に対する監督【海岸法第13条】
- (6) 海岸保全施設の操作規則【海岸法第14条の2、3、4】
- (7) 海岸保全施設の維持又は修繕【海岸法第14条の5】
- (8) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する検査
【海岸法第20条】
- (9) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督
【海岸法第21条】
- (10) 災害時における緊急措置 【海岸法第23条】
- (11) 海岸協力団体【海岸法第23条の2、3、4、5、6、7】
- (12) 海岸保全区域台帳及び一般公共海岸区域台帳【海岸法第24条】
- (13) 一般公共海岸区域における占用許可等【海岸法第37条の4~6】

29

(1) 海岸保全区域の占用①

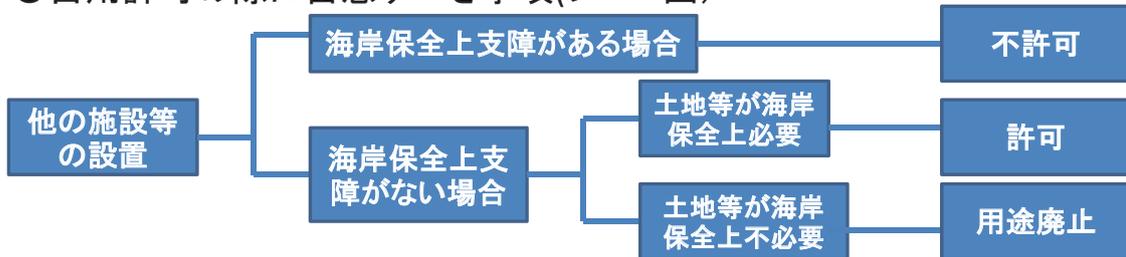
○海岸保全区域内における占用行為の規制は、**公共海岸の土地に限られる。**

→**水面は占用許可の対象外。**第8条の行為の制限により対処。



○平成21年、某県にて水域の施設に占用許可を適用し占用料を徴収していた事例が判明。誤って徴収した部分について返還することとなった。

○占用許可の際に留意すべき事項(フロー図)

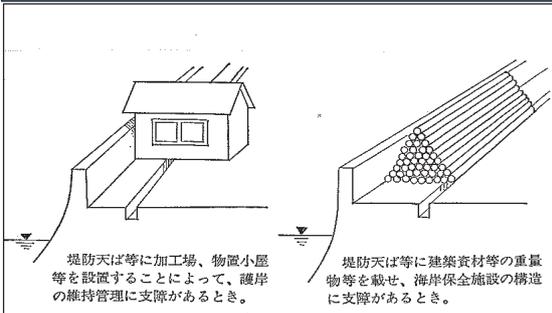


30

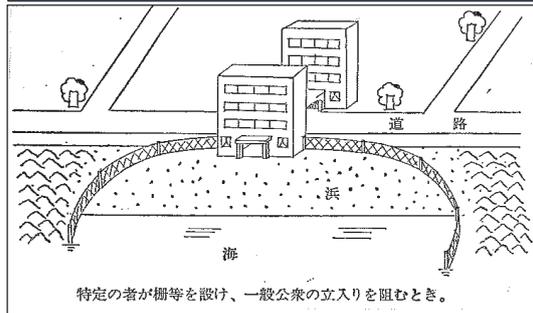
(1) 海岸保全区域の占用②

○占用許可できない事例

① 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼす占用

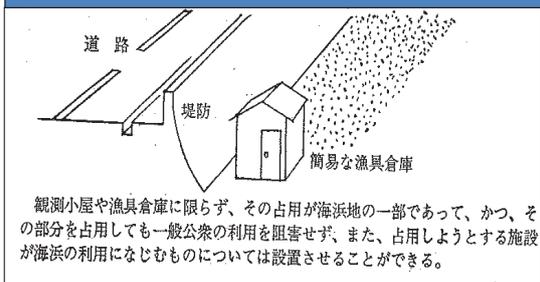


② 一般公衆の利用を阻害するような占用

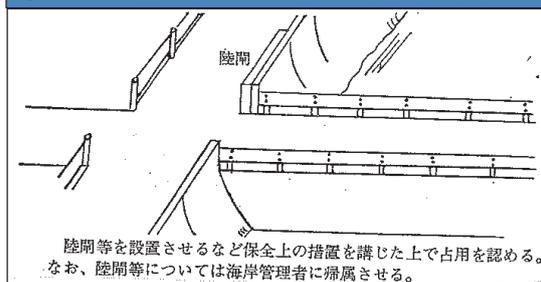


○占用許可できる事例

① 海浜地の一部に簡易倉庫を設置する場合



② 海岸保全施設を横断して道路等を整備する場合

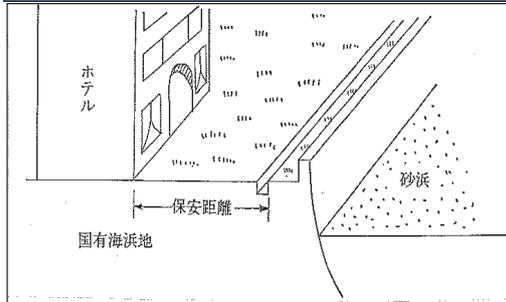


31

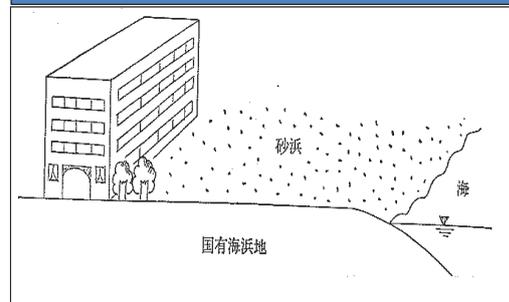
(1) 海岸保全区域の占用③

○ 占用許可ではなく普通財産とした上で処分すべき事例

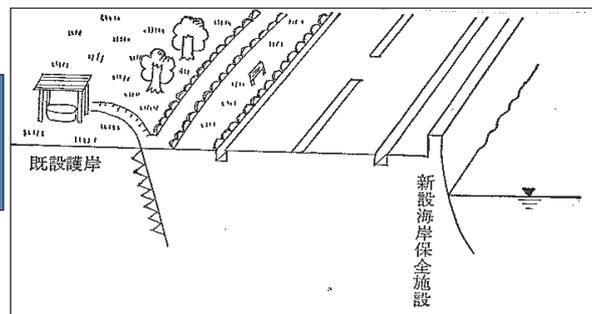
① 堤防背後の海浜地にホテルを設置する場合で、海岸保全上支障がない場合



② 海浜地の一部にホテルを設置する場合で、海岸保全上支障がなく、かつ海浜地の用途・目的を阻害しない場合



③ 埋立に伴う道路の整備で代替の護岸を設置し、既設の護岸を道路敷にする場合



32

(2) 海岸保全区域における行為の制限

○ 海岸法制定以前は、その行為が海岸災害を誘発するものであっても私有地では規制を加えることができず、放任されていた。

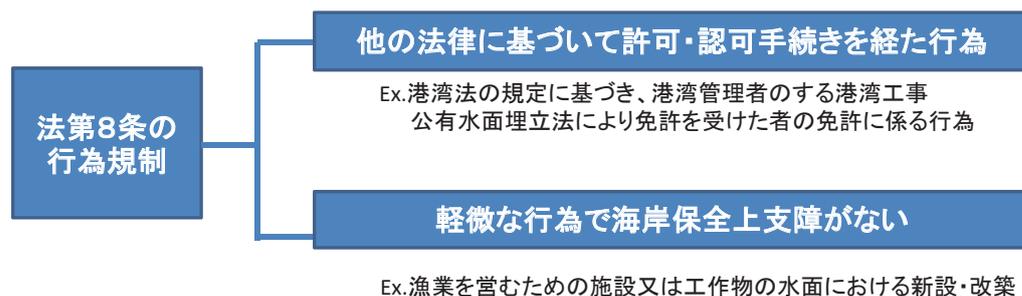


○ **海岸保全の見地から**海岸保全区域内においては、公有・私有を問わず、海岸保全に支障を及ぼす行為の制限を明文化。



○ 海岸保全区域における行為の制限の規定は、**海岸法の中核**を為す規定である。

■ 法第8条の適用除外



33

(3) 指定区域における一定の行為の禁止

この条文が追加された趣旨は、国民のレジャー等海岸の多様な利用のニーズが高まっている一方で、海岸保全施設である護岸の上に車を乗り入れることによる護岸の損傷、座礁船等の砂浜への放置等の問題が顕在化してきたことから、これらを規制する仕組みを法制化したものである。

制限行為の追加

11年改正で追加

木材その他の物件を投棄し、または係留する等の行為で海岸保全施設以外の施設又は工作物を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの



禁止行為の追加

通常の管理行為により処理が困難なものである油、有害物質、粗大ゴミ、建設廃材、その他の廃物により海岸を汚損する行為を禁止



禁止行為となる海岸の汚染の原因物質の規定

海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為として以下のものを追加

- ・土石(砂を含む)を捨てること
- ・動植物の生息地または生育地の保護に支障を及ぼすおそれがあると海岸管理者が指定する行為



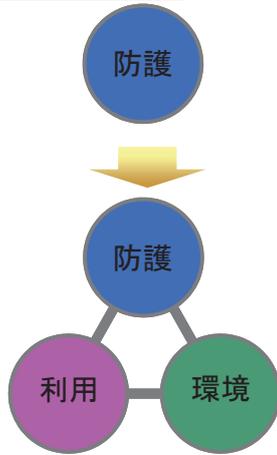
34

海岸法の改正概要(参考)

35

海岸法改正の要点(平成11年改正)

海岸法の経緯



1956年(昭和31年) 海岸法の制定

津波・高潮・波浪等から海岸を防護し、国土の保全を図る。

当時の主な災害

- ・昭和25年 ジェーン台風・キジャ台風
- ・昭和28年 台風13号
- ・昭和34年 伊勢湾台風
- ・昭和35年 チリ地震津波

海岸における新たな要請

- ・白砂青松海岸に対する国民の意識の向上
- ・海岸でのレジャー活動等海岸利用の多様化
- ・油等による海岸汚染への対応策の必要性
- ・地方分権の推進、行政の透明性確保の要請

1999年(平成11年) 海岸法の改正

海岸の防護とともに海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用を図る。

新海岸法の概要

●計画等

主務大臣による海岸保全基本方針の策定
海岸管理者による海岸保全基本計画の策定

●海岸整備事業の実施

防護に加えて、環境、利用にも配慮した
海岸整備事業の積極的推進

●環境・利用のための管理制度

海岸において「みだり」に行う行為の規制
放置船撤去等のための「簡易代執行制度」
海岸を汚染した場合等の原因者負担制度

等

36

海岸法改正の要点①(平成26年改正)

現状と課題

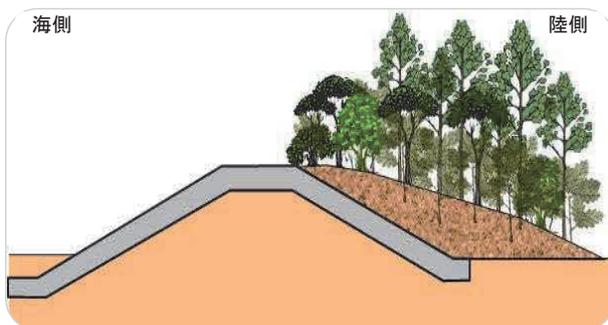
- 東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が破壊され、背後地に甚大な被害が発生。
- ⇒ 設計対象を超える津波等が堤防を越流した場合に、施設の破壊を遅らせ、施設の効果が粘り強く発揮される堤防等の整備が必要。

改正内容

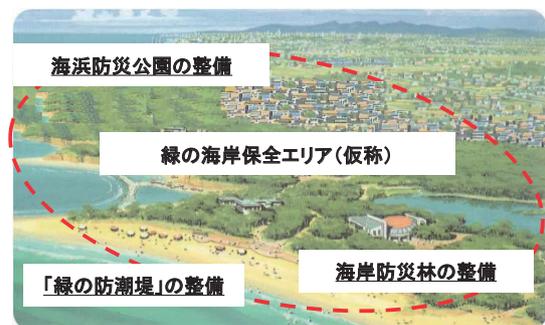
- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置

堤防等の損傷を遅らせ、浸水面積・浸水深の低減や避難時間を長くすることにより、津波等による被害を軽減

「緑の防潮堤」のイメージ



協議会の活用による関連施策との連携



5

海岸法改正の要点②(平成26年改正)

現状と課題

- 東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲になった。
- ⇒ 現場操作員の安全を確保しつつ適切な操作を図るための体制強化、災害時における緊急措置等の不測の事態への対応の強化が必要。

改正内容

- 海岸管理者等に対し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け
- 海岸管理者は、津波等発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を水門・陸閘の操作等の緊急措置に従事させることができることとし、これに伴う損害を補償

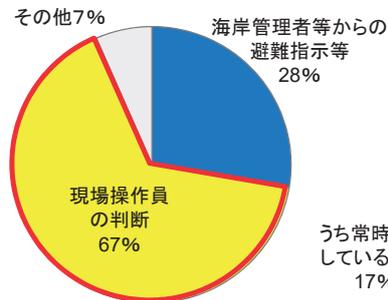
水門・陸閘等について現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作を行う体制を構築

【東日本大震災で水門等の操作に関係した被害状況】

- ・ 死亡・行方不明となった消防団員：254名
- ・ そのうち水門閉鎖等に関係する消防団員：59名
(出典：消防団員等公務災害補償等共済基金資料)

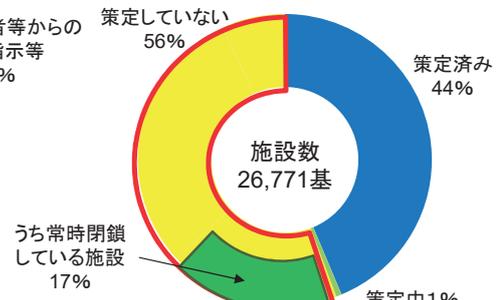
回答数=272

現場操作員が危険な状態となった場合の対応



※平成25年2月(国土交通省、農林水産省調べ)
※岩手県、宮城県、福島県を除く
※上記数値は海岸管理者数に対する割合

水門・陸閘等の管理・運用に関する規則等の策定状況



※平成25年11月(国土交通省、農林水産省調べ)
※岩手県、宮城県、福島県を除く

36

海岸法改正の要点③(平成26年改正)

現状と課題

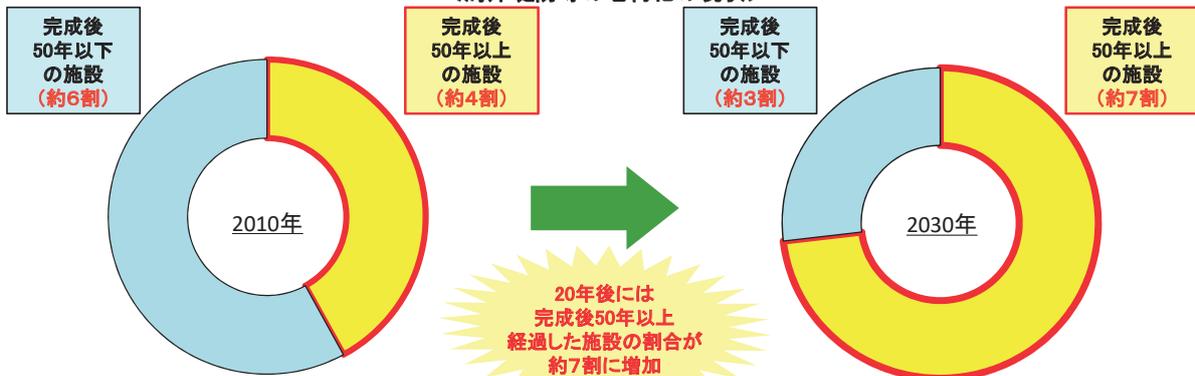
- 海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化。
- ⇒ 財源、人材に限られる中で、海岸保全施設のより一層の適切な維持・修繕が必要。

改正内容

- 海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 統一的な維持・修繕の基準の策定

予防保全型の維持・修繕により、施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減など効率的な維持管理・更新を推進

<海岸堤防等の老朽化の現状>



※平成25年3月 国土交通省、農林水産省調べ(岩手県、宮城県、福島県を除く)
※完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている

37

海岸法改正の要点④(平成26年改正)

現状と課題

- 海岸保全区域内の海域において座礁した船舶が放置される事案が発生。
 - 現行法では、このような座礁船舶を強制的に撤去させることができない。
- ⇒ 海岸保全施設の損傷等を防止するため、沈没・座礁した船舶を撤去させる仕組みが必要。

改正内容

- 海岸管理者は、海岸保全区域内で沈没・座礁した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障を及ぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令（命令に従わない場合は行政代執行が可能）

座礁船舶の迅速な撤去を可能とすることにより、海岸保全施設の損傷や災害時の被害拡大を防止

<青森県深浦町における船舶の座礁事例>

- 平成25年3月1日、カンボジア船籍貨物船が青森県深浦町の海岸(水管理・国土保全局所管)で座礁。
- 青森県及び深浦町は再三にわたり船主に対して船体撤去を要請。また、海上保安庁も船主及び船舶管理会社に対して撤去の働きかけを行い、さらに外務省が外交ルートで中国当局に対し協力を要請してきたにも関わらず、未だ撤去に至っていない状況。



平成25年12月16日
河北新報 24面

<座礁船舶の撤去費用の補助制度(例)>

- 「海域浄化対策事業」
(社会資本整備総合交付金)
- (交付対象)
地方公共団体(海岸管理者)
- (交付要件)
・ 海岸保全施設の機能の確保を図るために実施する放置座礁船の撤去等
・ 総事業費5千万円以上のもの
- (国費率)
1/3

38

海岸法改正の要点⑤(平成26年改正)

現状と課題

- 近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施。
- ⇒ 多岐にわたる海岸の維持管理を充実させるため、民間による海岸環境の保全等の活動の促進が必要。

改正内容

- 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定
- 海岸協力団体の活動上必要な海岸法の許可を簡素化

地域に根差した団体による活動を促進し、地域の実情に応じた海岸の維持管理を実現

<海岸で活動する民間団体数>



※「平成24年度 海浜等の美化活動事例調査報告書」(財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)より作成

(注)平成24年の数値。なお、32都道府県からの回答を集計したものであり、全国の総数ではない。

<民間団体等の具体的活動の事例>



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

39

